

令和7年度保育所運営管理等説明会

1	令和7年度保育関係予算	1
	新規 ○合格応援！保育士試験対策重点支援事業	3
	○やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業	4
	拡充 ○こどもまんなか保育体制強化事業	5
	・拡充 保育士独自加配事業	
	・保育課題克服！人員体制強化事業	
	健康支援体制強化への支援	
	医療的ケア児受入体制整備への支援	
	子育てサポーターの配置への支援	
	・セミナー等実施事業	
	・安心安全保育体制強化事業	
	拡充 ○保育の担い手全力サポート事業	10
	・拡充 保育士修学資金貸付	
	・新規 高校生への貸付内定制度	
	○物価高騰対策（光熱費・副食費等）	13
2	令和7年度における施設型給付費等	16
3	令和7年度保育所職員研修	24
4	地域子ども・子育て支援事業	25
5	保育所等に係る施設整備等	29
	・誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業	
6	保育人材確保等（産休等代替職員雇用費補助金）	36
7	児童福祉法に係る変更手続き	37
8	社会福祉法人の運営	38
9	各種報告	40
10	保育所等の指導監査	44
11	条例・規則等の改正	56
12	認定こども園 認可・認定までのスケジュール	59
13	山口県乳幼児の育ちと学び支援センター	別添1
14	第三者評価受審について（山口県厚政課）	別添2
15	山口県福祉人材センター	別添3

【参考資料】 資料1 令和7年度保育所公定価格単価表

資料2 令和7年度俸給表

令和7年度 保育業務担当者名簿（山口県）

所 属	職	氏 名	備 考
健康福祉部こども・子育て応援局	局 長	○ 伊藤 香緒利	
健康福祉部こども・子育て応援局 こども政策課	課 長	○ 三 木 昌 子	
〃 保育・母子保健班	主 幹 (班長)	○ 河 杉 剛	班の総括 保育所設置認可・届出
〃 〃	主 幹	村 田 美 幸	保育グループ総括 指導監査、条例・規則改正
〃 〃	主 査	永 安 幸 代	保育士確保総合対策 保育の担い手全力サポート事業 保育所待機児童対策 福祉行政報告例
〃 〃	主 任	畠 田 良 太	認定こども園の認可・認定 認可保育所の指導監査、運営指導 保育所の安全対策、災害対応 こどもまんなか保育体制強化事業 保育DX
〃 〃	主 任	○ 田 中 景 子	施設型給付等 経営情報の見える化
〃 〃	主 任	○ 石 村 保 奈 美	放課後児童クラブ 地域子ども・子育て支援事業 病児保育
〃 〃	主 事	牧 元 優 弥	施設整備 保育対策総合支援事業（インクルーシブ遊具整備） 新 合格応援！保育士試験対策重点支援事業
〃 〃	主 事	吉 村 理 花	保育所の設置認可・届出等 第2子以降保育料無償化事業 多子世帯保育料副食費軽減事業 認可外保育施設の指導監督
〃 〃	主 事	○ えきだ 嶺田 奈々央	保育士資格 保育所職員研修、子育て支援員研修 産休等代替職員雇用費補助金
〃 〃	主 事	高 田 康 希	認定こども園の認可・認定、指導監査 性被害防止対策（特定登録取消者、日本版DBS） 物価高騰対策（副食費、光熱費）

○は新任

1. 令和7年度保育関係予算

【新規事業の概要】

主要施策	概 要	予算額 (千円)	備考
新規 合格応援！ 保育士試験対策 重点支援事業	保育士試験により保育士資格の取得を目指す者に対して 試験対策に係る支援を実施する。 ○受験対策学習費用補助 保育士資格を取得し保育所等で保育士として勤務する ことが決定した者に対し試験受験のために要した学習 費用を補助 ○試験対策講座開催 保育士試験合格後に県内で保育士として勤務する意向 のある者を対象に、保育士試験対策講座を実施(受講料 無料)	8,000	

【主要事業の概要】

主要施策	概 要	予算額 (千円)	備考
やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業	少子化のトレンドを反転させるため、本県独自の保育料無償化を実施し、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ○第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに無償化を実施 等	940,966	
拡充 こどもまんなか保育体制強化事業	保育士がこども主体の保育業務に注力できる体制を整備するため、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置、マネジメント支援を実施する。 拡充 保育士独自加配事業 ○保育課題克服！人員体制強化事業 ・健康支援体制強化への支援 ・医療的ケア児受入体制整備への支援 ・子育てサポーターの配置への支援 ○セミナー等実施事業	550,874	
安心安全保育体制強化事業	特に繁忙な時間帯(登園時やプール活動など)に周辺業務に携わるスポット支援員の配置を支援する。	53,460	

主要施策	概 要	予算額 (千円)	備考
拡充 保育の担い手全力 サポート事業	保育士養成施設の学生を対象とした返還免除要件のある 修学資金を貸付。保育士修学資金貸付に就職準備金のための貸 付を新設。また高校生への貸付内定制度を新設。 拡充 保育士修学資金貸付 新規 高校生への貸付内定制度	153,379	
保育士確保総合対 策事業	保育士確保を図るため、新規卒業者の確保対策や再就職支 援、保育士の待遇改善の取組を総合的に推進する。	18,788	
保育人材スキルア ップ支援事業	保育士等のキャリアパスを見据えた体系的な研修や、地域 人材の掘り起しや知識等の習得のための研修を実施し、安定 的かつ長期的に保育人材の育成・確保を図る。	23,230	
保育・幼児教育 総合推進事業	保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等に対する 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の支給を行い、幼児 期の学校教育・保育を総合的に推進する。	8,703,614	
地域子ども・子育 て支援事業	子育て家庭のニーズに応じた、地域の子育て支援を推進 するため、市町が地域のニーズを踏まえて作成した「子ど も・子育て支援事業計画」に基づき実施する子育て支援事 業等に対し支援する。	2,365,260	
誰もが育ち・学び・ 遊べる保育環境づ くり推進事業	保育所等において、障害のある子ども、障害のない子ども をはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備する ため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支 援する。	48,706	
多子世帯保育所 副食費軽減事業	安心して子どもを生み育てることができるよう、第3子以 降のいる一定の所得層の世帯に対して、保育所等における副 食費の負担軽減を図る。	11,674	

【物価高騰対策】

主要施策	概 要	予算額 (千円)	備考
保育所等光熱費高 騰対策支援事業	保育所等において、質の高いサービス等が継続できるよう、 光熱費高騰に対する支援金を支給する。	24,970	
保育所副食費等物 価高騰対策支援事 業	保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を 保った食事の提供が行われるよう、食材料費に係る増加経費 に対する支援を実施する。	148,500	

新規 合格応援！保育士試験対策重点支援事業

(令和7年度予算：8,000千円)

1. 趣旨

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者に対し、保育士試験対策に係る支援を実施することにより、試験受験に係る気運を醸成するとともに、保育人材の確保及び保育の質の向上を図る。

2. 事業内容

①受験対策学習費用補助事業（国庫補助事業）

概 要	保育士試験により保育士資格を取得し、かつ、保育所等において保育士として一年以上勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した経費を補助する。
対象経費	保育士試験受験講座受講に要する入学料及び受講料（消費税含む） ※対象経費の支払い対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日まで
対象施設	県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模A・B、事業所内）、乳児院、児童養護施設（注：いずれも公立施設は除く）
補 助 額	保育士試験受験のための学習に要した経費の全額 ※一人当たり上限200千円（補助率：10/10）
申請方法	勤務を開始した日の属する月の末日までに、こども政策課へ申請書等を提出。※申請様式等は、県ホームページに掲載します。

②保育士試験対策講座事業

概 要	保育士試験受験予定かつ合格後に県内で保育士として勤務する意向のある者を対象に、オンラインによる保育士試験対策講座を実施する。 ⇒ 受講料無料	
実施内容	<筆記試験対策> ・オンデマンド講座 ・集中対策講座 ・模擬試験	<実技試験対策> ・集中対策講座 ・模擬試験
実施主体	県（※委託により実施）	

※日程等は、詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業 《こども政策課》	940,966 千円
------------------------------------	------------

趣 旨

少子化のトレンドを反転させるため、本県独自の保育料無償化を実施し、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

事業の概要

【事業内容】

- ・ 保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用者

第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに無償化を実施

	第2子		第3子以降	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国制度	保護者負担あり (半額)	保護者負担あり (全額)	無償	保護者負担あり (半額)

県制度	<u>無償化</u>	<u>無償化</u>	(国制度により無償)	<u>無償化</u>
-----	------------	------------	------------	------------

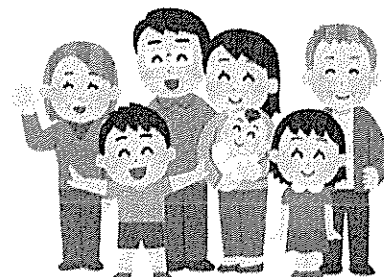
- ・ 認可外保育施設、企業主導型保育事業の利用者

保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに以下の金額を上限に助成

助成対象施設	クラス年齢	助成上限額
認可外保育施設	0～2歳児	42,000 円／月
企業主導型保育事業	0歳児	37,100 円／月
	1・2歳児	37,000 円／月

【実施主体】市町

【負担割合】県 1/2、市町 1/2



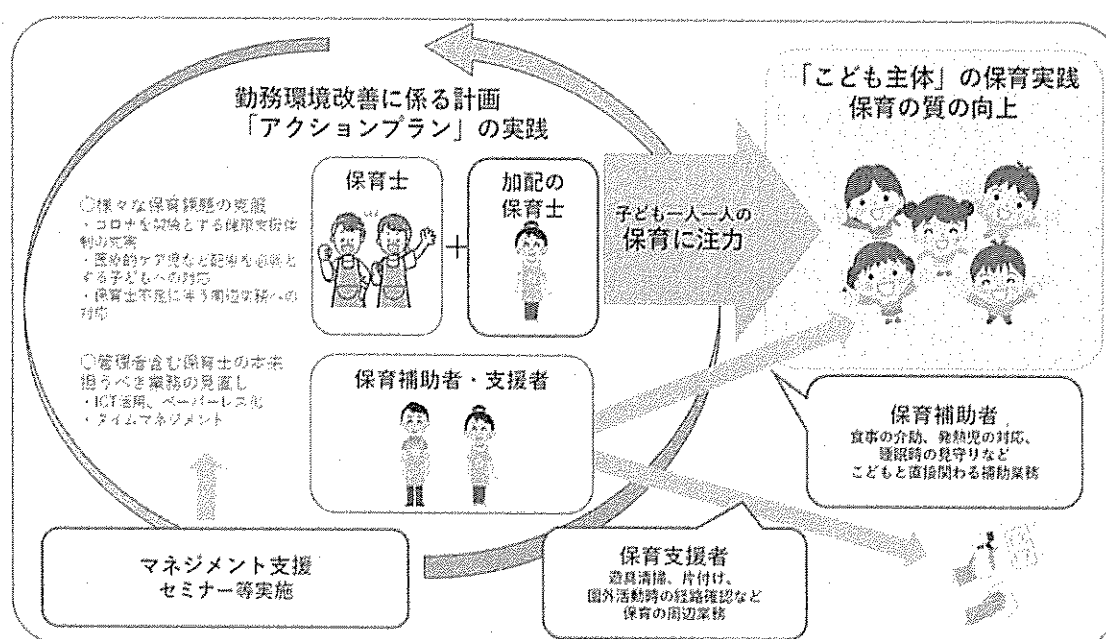
【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

拡 こどもまんなか保育体制強化事業 安心安全保育体制強化事業 ≪こども政策課≫	550,874 千円 53,460 千円
--	-------------------------

趣 旨

保育士がこども主体の保育業務に注力できる体制を整備するため、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置、マネジメント支援を実施するとともに、保育所等における繁忙な時間帯に、スポット的に支援員を配置する取組を支援します。

事業の概要



拡 こどもまんなか保育体制強化事業

○保育士独自加配事業

配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援

【対象施設】保育所、認定こども園、小規模保育事業等 ※公立を除く

【実施主体】市町

【負担割合】県 1/2、市町 1/2

〔国の配置基準〕

4・5歳児	25 : 1	3歳児	15 : 1
1・2歳児	6 : 1	0歳児	3 : 1

+

3歳未満児クラス
への保育士加配

○保育課題克服！人員体制強化事業

・健康支援体制強化への支援

保育所等を利用する児童の健康面の対策の充実と保育士の負担軽減のための看護師等の配置を支援

【対象施設】保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等

※公立を除く

【実施主体】市町

【負担割合】国 3/4、県・市町 1/8

・医療的ケア児受入体制整備への支援

保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に係る経費を支援

【対象施設】保育所、認定こども園、家庭的保育事業等

【実施主体】市町

【負担割合】国 2/3、県・市町 1/6

・子育てサポーターの配置への支援

高齢者や子育て経験者等を「子育てサポーター」として登録し、保育所等や地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくりに取り組む

【対象施設】保育所、認定こども園等 ※公立を除く

地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ

【実施主体】市町

【負担割合】国 1/2、県・市町 1/4（単県事業は県・市町 1/2）

○セミナー等実施事業

I C T活用の推進など業務改善に向けた啓発セミナー等を開催し、保育士が担うべき業務を見直すことで働きがいが高められるよう、マネジメント支援を実施

◇安心安全保育体制強化事業

保育所等において、特に繁忙な時間帯に、スポット支援員を配置する取組に要する経費を支援

【対象施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業 ※公立を除く

【実施主体】市町

【負担割合】国 1/2 県・市町 1/4

こどもまんなか保育体制強化事業

問 1 こどもまんなか保育体制強化事業の趣旨について伺う。

- 睡眠、食事中などの事故リスク防止対策及び計画策定が令和5年度から義務化され、現場の職員負担がさらに増加している。また、国の「こども未来戦略」を踏まえた保育の質の向上策として、令和6年4月、76年ぶりに4・5歳児の保育士の配置基準が改善されたところ。
- こうしたことを踏まえて、本県独自のさらなる保育の質の向上を目指す取り組みとして、3歳未満児クラスにおいて国の配置基準を上回る保育士を配置できるよう、補助制度を新たに創設した。
- 保育士の独自加配及び保育補助者等の配置、マネジメント支援を実施することにより、保育士がこども主体の保育業務に注力し、子育て世帯が安心して子どもを預けられる体制整備を進める。

問 2 こどもまんなか保育体制強化事業の概要について伺う。

<事業概要>

○保育士独自加配事業

事業説明	国の配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援。					
事業内容	[国の配置基準(R6.4.1～)]					
	4・5歳児 25:1		3歳児 15:1		+ 3歳未満児クラスへの保育士加配	
	1・2歳児 6:1		0歳児 3:1			
	実施主体：市町					
	負担割合：県1／2、市町1／2					
事業内容	対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業等 ※公立除く					
	補助上限額：施設の利用定員に応じて5段階で設定し、加配に係る人件費等の経費に対して補助を行う					
	※加配保育士の雇用形態は問わない					
	利用定員	～30	31～70	71～110	111～150	151～
	補助上限額 (千円/年)	2,100	3,300	4,660	6,000	7,200
事業内容	※算定は月単位とする					
	実施要件：施設毎に保育士の業務改善を図るためのアクションプラン（実施計画）を策定する					
事業費	470,190千円（財源内訳：一才470,190千円）					

○保育課題克服！人員体制強化事業

事業 説明	健康支援体制の充実や医療的ケア児など配慮を必要とする子どもへの対応等、様々な保育課題を克服するため、施設のニーズに応じた保育補助者等の配置を支援。
事業 内容	・健康支援体制強化への支援 保育所等を利用する児童の健康面の対策の充実と保育士の負担軽減のための看護師等の配置を支援 実施主体：市町 負担割合：国 3 / 4、県・市町 1 / 8 対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等 ※公立除く ・医療的ケア児受入体制整備への支援 保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に係る経費を支援 実施主体：市町 負担割合：国 1 / 2、県・市町 1 / 4 （嵩上げ：国 2 / 3、県・市町 1 / 6） 対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業等 ・子育てサポーターの配置への支援 高齢者や子育て経験者等を「子育てサポーター」として登録し、保育所等や地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくりに取り組む 実施主体：市町 負担割合：国 1 / 2、県・市町 1 / 4（単県事業は県・市町 1 / 2） 対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業等 ※公立除く 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ
事業費	76,620 千円（財源内訳：国庫 33,895 千円、一才 42,725 千円）

○セミナー等実施事業

事業 説明	ICT 活用の推進など業務改善に向けた啓発セミナー等を開催し、保育士が担うべき業務を見直すことで働きがいが高められるよう、マネジメント支援を実施。
事業 内容	実施主体：県（保育関係団体への委託を予定） 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 2
事業費	4,064 千円（財源内訳：国庫 2,032 千円、一才 2,032 千円）

問 3 独自加配事業について、新たに雇用した保育士が補助対象なのか伺う。

- 新たに雇用したケースでなくても補助対象とする。以前から独自で加配している施設に対しては、加配に係る補助金が単なる施設助成とならないよう、補助金は全て処遇改善など賃金関係経費に充当することを要件とする。
- また、給付費等の算定対象職員との重複支給を避けるため、該当の算定対象職員は除外することを要件とする。(チーム保育推進加算などの配置改善に係る加算の適用を前提とするものではない)

問 4 保育士が不足している状況で、加配保育士が確保できるのか伺う。

- 県ではこれまで、潜在保育士の掘り起こし、県内養成施設新卒者の定着支援などに取り組んできたところである。
- 今年度から新たに、国の配置基準や県独自の加配事業の実施を踏まえて、県外養成施設へ進学した学生の県内就職を促進するため、県外養成施設の学生を対象とした修学資金の貸付制度を創設したところ。
- さらに、令和7年度より、就職準備金貸付の拡充(就職準備金のための貸付)や県内養成施設への進学を希望する高校3年生を対象とした貸付内定制度を創設するほか、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者に対して試験対策に係る支援を実施することとしており、人材確保の取り組みを一層強化していく。
- これらに加え、保育士確保は直接的な確保対策のみではなく、保育士の処遇改善を図ることが重要である。国の公定価格見直しによる処遇改善はもとより、「処遇向上」をテーマに県の新規事業として保育体制強化や業務改善に取り組むことで、職業「保育」の魅力向上が図られ、保育士確保につながるものと考えている。

問 5 公立保育所が対象とならない理由について伺う。

- 公立保育所の運営に係る経費は、地方交付税措置されており、これまでも保育補助者等の人的支援に係る補助事業は、基本的に私立保育所を対象として実施してきたところであり、この度の保育士加配事業も同様の考え方で実施するものである。

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

拡 新	保育の担い手全力サポート事業	153,379 千円
	合格応援！保育士試験対策重点支援事業	8,000 千円
	保育士確保総合対策事業	18,788 千円
	保育人材スキルアップ支援事業	23,230 千円
《こども政策課》		

趣 旨

保育の実施主体である市町が、保育の質・量の拡充を図るためには、保育士の確保・定着が必要であることから、保育士確保の取組を総合的に推進します。

また、保育士等のキャリアパスを見据えた体系的な研修等の実施による安定的な保育人材の育成及び資質向上を図ります。

事業の概要

＜保育士確保の取組＞

人 材 確 保		
【新卒確保】	【再就職支援】	【保育士試験支援】
・ 養成施設就職促進支援 ・ 保育職 PR キャラバン隊派遣 ・ 人材活用による就職関係情報発信 ・ 保育士就職ガイダンス開催	・ 再就職支援コーディネーター配置 ・ 保育士試験合格者等に対する実技講習	新 受験対策学習費用補助 新 保育士試験対策講座
保 育 士 確 保 貸 付		保育士待遇改善 【離職防止】
拡 保育士修学資金貸付 (県内及び県外養成施設) 新 就職準備金のための貸付(最終学年) 新 高校生への貸付内定制度 (県内養成施設進学希望者)	・ 潜在保育士就職準備金貸付 ・ 潜在保育士保育料貸付 ・ 子どもの預かり支援貸付	・ 認定こども園資格取得支援

拡保育の担い手全力サポート事業

保育士養成施設の学生を対象とした返還免除要件のある修学資金を貸付

拡保育士修学資金貸付

- ・貸付件数：拡県内養成施設 120 人(新規 70 人(入学・卒業年次)、継続 50 人)
県外養成施設 60 人(新規 30 人、継続 30 人)
新就職準備金のための貸付(新規 10 人(卒業年次))
- ・対象経費：修学資金(月額 5 万円以内)、入学・就職準備金(各 20 万円以内)
- ・貸付期間：2 年間を限度(無利子)
- ・返還免除要件：県内の保育所等で保育士として原則 5 年間従事

新高校生への貸付内定制度

県内養成施設への進学を希望する高校 3 年生を対象に貸付の内定を実施

新合格応援！保育士試験対策重点支援事業

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者に対して試験対策に係る支援を実施

○受験対策学習費用補助

保育士資格を取得し保育所等で保育士として勤務することが決定した者に対し
試験受験のために要した学習費用を補助

- ・対象経費：試験受験講座の入学料、授業料、教科書代等
- ・補助率：10/10 (上限 20 万円)

○試験対策講座開催

保育士試験合格後に県内で保育士として勤務する意向のある者を対象に、保育士
試験対策講座を実施(受講料無料)

- ・オンデマンド講座
- ・直前対策講座
- ・筆記模擬試験
- ・実技試験対策講座

◇保育士確保総合対策事業

新規卒業者の確保対策や再就職支援、保育士の待遇改善の取組を総合的に推進

○保育士養成施設に対する就職促進支援事業

県内保育士養成施設が行う学生の保育所就職促進のための取組に対する支援

○保育職PRキャラバン隊派遣事業

保育士等で編成するキャラバン隊の高校へのPR派遣等

○保育士就職ガイダンス開催

指定保育士養成施設の在学学生を主な対象とした保育士就職ガイダンスを開催

○保育士再就職支援コーディネーター配置事業

潜在保育士の再就職を支援する再就職支援コーディネーターを配置するとともに、ハローワークや市町と連携した出張相談会を開催

○保育士試験合格者等に対する実技講習

保育士試験合格者や潜在保育士を対象に保育所での実技講習を実施

○認定こども園保育士資格取得支援事業

認定こども園職員の保育士資格等の取得に要した受講料等を補助

○保育士確保貸付

潜在保育士就職準備金貸付、潜在保育士保育料貸付等

<安定的な保育人材の育成・資質向上>

◇保育人材スキルアップ支援事業

保育士への研修等を実施し、保育人材の育成及び資質向上を支援

○保育所職員研修

保育士等を対象に職位や職務内容に応じた全国共通のキャリアアップ研修を実施

○子育て支援員研修

子育て経験者等を対象とした全国共通の「子育て支援員」養成研修を実施

○放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童支援員」として必要な知識・技能の習得のための全国共通の義務研修を実施

○児童健全育成関係職員研修

児童館等職員等、児童健全育成関係職員の資質向上研修を実施

○認可外保育施設職員等研修

認可外保育施設職員等を対象に、必要な知識・技能の習得のための研修を実施

保育所等光熱費高騰対策支援金について

1 趣 旨

物価高騰により光熱費等が上昇する中、保育所等において、安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう支援

2 対象施設

私立認可保育所、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）、地域型保育事業所

3 支給金額

「利用定員」の区分により設定。

◇保育所及び認定こども園

区 分	支援金の額
50人未満	60,000円
50人以上150人未満	120,000円
150人以上	200,000円

◇地域型保育事業所 30,000円

4 申請手続き等

（1）申請方法

施設から県へ直接申請

（2）申請期間（予定）

令和7年5月1日～7月31日

保育所副食費等物価高騰対策支援事業について

1 趣 旨

物価高騰下にあっても、私立認可保育所、私立認定こども園等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるよう、食材料費支出に係る増加相当額を支援

2 事業概要

(1) 内容

物価高騰による食材料費支出の増加を保護者からの実費徴収額に転嫁していない施設に対し、当該増加相当額について補助を行う。

(2) 対象

<施設>

私立認可保育所、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）、認可外保育施設

<子ども>

・保育所及び認定こども園

1号認定及び2号認定子どものうち、食材料費（副食費及び主食費）について保護者から実費徴収している子ども

・認可外保育施設

食材料費について保護者から実費徴収している小学校就学前子ども

3 補助対象経費

令和3年度の食材料費支出と令和7年度の食材料費支出との増加相当額

4 補助基準額（上限額）等

・保育所及び認定こども園

副食費…900円/人・月、主食費…600円/人・月（補助率：10/10）

・認可外保育施設

食材料費…1,500円/人・月（補助率 10/10）

5 実施方法

・保育所及び認定こども園…間接補助（市町へ補助）

・認可外保育施設（中核市に所在するもの）…間接補助（中核市へ補助）

・認可外保育施設（中核市に所在するもの以外）…直接補助（県→施設）

6 今後のスケジュール

・市町による予算化（間接補助のため、申し訳ございませんが、お願いいたします。）

・令和7年10月頃…交付申請依頼

・令和8年3月末までに支払い（令和6年度と同様の取り扱い）

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

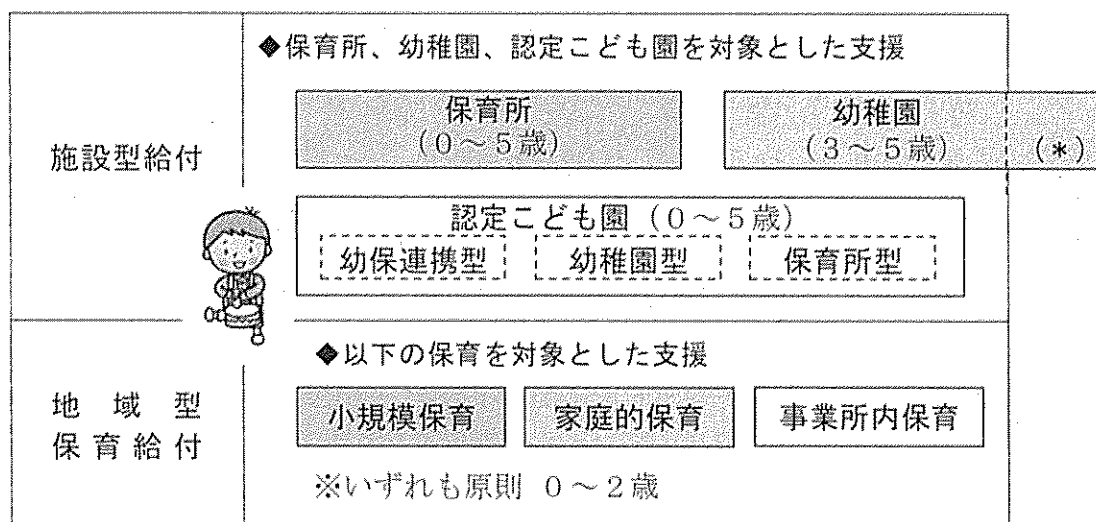
保育・幼児教育総合推進事業	8,703,614 千円
《こども政策課》	

趣 旨

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等における子どもの教育・保育に要する費用に対する支援を行うことにより、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進します。

事業の概要

○就学前の子どものための教育・保育給付
市町が行う給付への支援

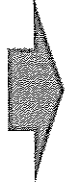


(*) 施設型給付の対象となる教育・保育施設としての確認を受けない申出を市町に対して行った幼稚園については、私学助成及び施設等利用給付の対象となります。

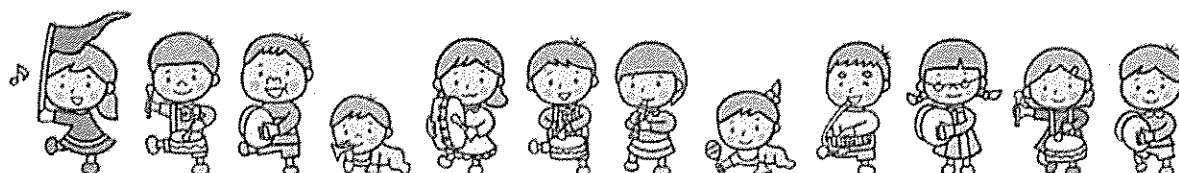
○幼児教育・保育の無償化の実施

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての保育所等の利用料を無償化

保育所・幼稚園 認定こども園	3歳～5歳	全世帯
保育所・認定こども園 小規模保育等	0歳～2歳	住民税非課税世帯



無償化



2. 令和7年度における施設型給付費等について

1 処遇改善等加算について

(1) 令和6年度の処遇改善等加算の実施状況

処遇改善等加算Ⅰ … 全ての保育士等を対象とした処遇改善

加算Ⅰの実施状況（※下関市を除く）

（単位：箇所）

区分	対象施設数	賃金改善実施施設数	割合	賃金改善実施なし
	A	B	(B / A)	(A - B)
保育所	155	155	100.0%	0
幼保連携型認定こども園	12	12	100.0%	0
地域型	33	31	93.9%	2
計	200	198	99.0%	2

※地域型には「へき地保育所」を含む

処遇改善等加算Ⅱ … 技能・経験に応じた追加的な処遇改善

加算Ⅱの実施状況（※下関市を除く）

（単位：箇所）

区分	対象施設数	実施施設数	割合	実施なし
	A	B	(B / A)	(A - B)
保育所	155	146	94.2%	9
幼保連携型認定こども園	12	11	91.7%	1
地域型	33	25	75.8%	8
計	200	182	91.0%	18

※地域型には「へき地保育所」を含む

(2) 処遇改善等加算の一本化について

- ・ 現行の3加算（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）を「処遇改善等加算」に一本化
- ・ 新加算の中に「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」の3区分を設定
- ・ 配分ルールの一統化、賃金改善の確認方法の見直しを実施

(3) 区分③「質の向上分」（旧：処遇改善等加算Ⅱ）に係る研修修了要件について

- ・ 副主任保育士・中核リーダー等については、令和7年度に求める研修修了数は（保育所の場合）3分野以上、（認定こども園の場合）45時間以上。
- ・ 職務分野別リーダー・若手リーダーについては、令和7年度に求める研修修了数は（保育所の場合）1分野以上※、（認定こども園の場合）15時間以上。

※保育士等キャリアアップ研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修を含む。

<参考：処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件（完全実施の場合）>

施設類型	対象者	修了すべき研修時間	研修内容
保育所 ※1	副主任保育士	専門分野別研修のうち3以上の研修分野及びマネジメント研修	保育士等キャリアアップ研修における専門分野別研修（6分野）及びマネジメント研修
	専門リーダー	専門分野別研修のうち4以上の研修分野	
	職務分野別リーダー	専門分野別研修のうち職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野	
認定 こども園 ※1、※2	中核リーダー	合計60時間以上（うち15時間以上のマネジメント分野の研修を含む）	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの。 ※保育士等キャリアアップ研修等についても対象となる。
	専門リーダー	合計60時間以上	
	若手リーダー	合計15時間以上（若手リーダーとして担当する職務分野に対応する研修を含むこと）	

※1…詳細は、内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日初出、令和4年12月7日最終改正）を参照。

※2…認定こども園については、県こども政策課・学事文書課連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件（認定こども園）の取扱いについて」（令和2年6月29日初出、令和4年12月15日最終改正）も参照。

2 公定価格の改善等について

- 1 歳児配置改善加算
- 2 定員区分の細分化
- 3 定員超過減算の見直し
- 4 災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算の要件の見直し
- 5 冷暖房費加算の見直し

3 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

処遇改善等加算の一本化について（案）（令和7年度～）

- 現行の3加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算（仮称）」に一本化
- 現行の3加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、「①基礎分」「②賃金改善分」「③賃の向上分」の3区分を設定
 - ・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
 - ・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（基礎分）の要件として設定（1年間の経過措置）
 - ・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

○このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分ルールの統一化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しを実施

【配分ルールの統一化、柔軟化】

- 「②賃金改善分」「③賃の向上分」の配分ルールについて「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
 - ※現行は加算Ⅰ（賃金改善分）は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
- 「③賃の向上分」について
 - ・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数があることを要件（※）とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。（※）職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
 - ※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
 - ・配分方法：現行の「4万円支給を1人以上」のルールを撤廃。配分額は施設状況に応じて柔軟な設定を可能とする。

【賃金改善の確認方法】

- 各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大9枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
- 現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが特例的に認め（介護報酬等で導入済みの措置）。

【現 行】

処遇改善等加算Ⅲ	- 賃金の継続的な引上げ（「キャリアアップ」による処遇改善） ・9千円×算定職員数
処遇改善等加算Ⅱ	・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数
処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2%
処遇改善等加算Ⅰ 基礎分	・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%）

【見直し後】処遇改善等加算（仮称）

区分③	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 〔賃の向上分〕 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数	キャリアアップの仕組みによる賃金の向上
区分②	職員の賃金改善 〔賃金改善分〕 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算	教育・保育人材の確保
区分①	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善 〔基礎分〕 率により加算 平均経験年数により2%～12% ※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化	

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
 - 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。
- ※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。
- ※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。

【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することと妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

- ※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）
- ※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する
【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及び①1機能以上の機器を導入し活用している

※2 処遇改善等加算Ⅰの「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子ども数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以上の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。

定員区分の細分化（案）

○認定こども園（1号認定）

区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	分
～15人	～10人	＜
16人～25人	11人～15人	＜
26人～35人	16人～20人	＜
36人～45人	21人～25人	＜
46人～60人	26人～30人	＜
	31人～35人	＜
	36人～40人	＜
	41人～45人	＜
	46人～50人	＜
	51人～55人	＜
	56人～60人	＜

○認定こども園（2・3号認定）

区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	分
～10人	～10人	＜
11人～20人	11人～15人	＜
21人～30人	16人～20人	＜
31人～40人	21人～25人	＜
41人～50人	26人～30人	＜
51人～60人	31人～35人	＜
	36人～40人	＜
	41人～45人	＜
	46人～50人	＜
	51人～55人	＜
	56人～60人	＜

○幼稚園

区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	分
～15人	～15人	＜
16人～25人	16人～20人	＜
26人～35人	21人～25人	＜
36人～45人	26人～30人	＜
46人～60人	31人～35人	＜
	36人～40人	＜
	41人～45人	＜
	46人～50人	＜
	51人～55人	＜
	56人～60人	＜

○保育所

区分 (見直し前)	区分 (見直し後)	分
20人	20人	＜
21人～30人	21人～25人	＜
31人～40人	26人～30人	＜
41人～50人	31人～35人	＜
51人～60人	36人～40人	＜
	41人～45人	＜
	46人～50人	＜
	51人～55人	＜
	56人～60人	＜

公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
- ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
- ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること
- としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**
- ※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項（通知記載）（案）

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（●）

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3） 令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

概要

- エッセンシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たった場合には、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。
- 災害等発災直後に出勤する必要がある保護者がこどもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

- 災害等により、施設等が開所できなかつたり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

【災害等が発生した場合の取組】

- 教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡
- 被災状況の把握
- エッセンシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施
(※避難所等に避難している場合には、避難所に向いて上記の対応を実施すること等を想定)
- 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※ 災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月1回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案

- 現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する。（留意事項通知の改正）

（例）主任保育士専任加算の場合

- i 延長保育事業 ii 一時預かり事業（一般型） iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用している施設 v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設

vi 災害時における地域支援の取組

- ・ 災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
- 冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、**新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとする。**

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

告示単価表改正（案）

別表第二 保育所（告示単価表）

冷暖房費加算 ●	1 級 地	1, 950	4 級 地	1, 350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 激変緩和地域：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であつて、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域 そ の 他 地 域：1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域 30
	2 級 地	1, 740	激変緩和地域	1, 020	
	3 級 地	1, 710	そ の 他 地 域	120	

3. 令和7年度保育所職員研修

保育所職員研修は、次のとおり開催する予定です。十分確認の上忘れずにお申し込みください。

種別	研修名	定員	開催日	申込期間
階層別研修	保育所基礎コース (新任職員研修)	第1回 75	5月15日(木)	4月10日(木) ～ 5月1日(木)
		第2回 75	5月27日(火)	8月1日(金) ～ 8月22日(金)
		フォローアップ 150	9月5日(金)	
	保育所アドバンスコース (主任保育士研修)	150	8月21日(木)	7月17日(木) ～ 8月7日(木)
	保育所経営課題対応研修 (施設長研修)	75	9月1日(月)	7月28日(月) ～ 8月18日(月)
キャリアアップ研修	食育・アレルギー 対応研修	第1回 150	6月18日(水) ・ 6月24日(火)	4月30日(水) ～ 5月21日(水)
		第2回 150	6月20日(金) ・ 6月25日(水)	5月23日(金) ～ 6月13日(金)
	保健衛生・安全対 策研修	第1回 150	7月11日(金) ・ 7月14日(月)	6月16日(月) ～ 7月7日(月)
		第2回 150	7月22日(火) ・ 7月25日(金)	7月10日(木) ～ 7月31日(木)
	保護者支援・子育 て支援研修	第1回 150	8月4日(月) ・ 8月25日(月)	7月30日(水) ～ 8月20日(水)
		第2回 150	8月7日(木) ・ 8月26日(火)	8月26日(火) ～ 9月16日(火)
	障害児保育研修	第1回 150	8月28日(木) ～ 8月29日(金)	9月22日(月) ～ 10月13日(月)
		第2回 150	9月2日(火) ～ 9月3日(水)	
	マネジメント研修	第1回 100	9月17日(水) ～ 9月18日(木)	
		第2回 100	9月24日(水) ～ 9月25日(木)	
	幼児教育研修	第1回 150	10月14日(火) ・ 10月24日(金)	
		第2回 150	10月28日(火) ～ 10月29日(水)	
	乳児保育研修	第1回 150	11月10日(月) ・ 11月13日(木)	
		第2回 150	11月17日(月) ～ 11月18日(火)	
	eラーニングによ る研修(7分野)	150/各分野	9月～1月(予定) 【オンデマンド研修】	8月上旬～下旬

<研修の申込に係る注意事項>

- ※1 キャリアアップ研修の対象者は、受講希望の研修(eラーニング研修を含む。)について平成29年度以降に同一分野研修の修了履歴がなく、15時間の受講及びレポートの提出ができる者です。
- ※2 キャリアアップ研修は、集合形式による研修とeラーニングによる研修の重複受講はできませんので、研修形態を十分検討してください。
- ※3 各研修ごとの上記申込期間内に、福祉研修センターホームページの受講システムから申し込んでください。
(eラーニング研修の申込方法は、別途上記ホームページで御案内します。)
- ※4 自然災害等やむを得ない事由により研修を中止又は延期をする場合は、前日の午後3時までにホームページに掲載しますので確認してください。

4. 地域子ども・子育て支援事業の概要

市町が、地域のニーズを踏まえて作成した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する地域子ども・子育て支援事業を支援します。

事業名・内容等（補助率：国、県、市町 1/3 等）	
① 利用者支援事業 80,759 千円	○ 教育・保育施設等の情報収集、保護者等への相談支援等の実施 ○ 統括支援員を中心に、妊婦やこどもに対する一体的支援を実施
② 延長保育事業 107,507 千円	○ 保育所等での早朝、夕方の開所時間を超えた保育の実施
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 5,744 千円	○ 保育所等に保護者が支払う日用品購入費用や行事参加費用等を助成
④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5,408 千円	○ 特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対する経費支援
⑤ 放課後児童健全育成事業 1,241,601 千円	○ 昼間保護者のいない児童等のための放課後児童クラブの設置
⑥ 子育て短期支援事業 11,266 千円	○ 児童養護施設等での短期間の養育・保護の実施
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 12,993 千円	○ 生後4カ月までの乳児のいる全家庭を訪問・相談支援等の実施
⑧ 養育支援訪問事業 6,450 千円	○ 養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施
⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 10,730 千円	○ 地域ネットワークの専門性強化、構成員の連携強化による児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の実施
⑩ 子育て世帯訪問支援事業 4,621 千円	○ 要支援児童等を訪問し、家事・養育に関する援助等を実施
⑪ 児童育成支援拠点事業 43,211 千円	○ 養育環境等の課題を抱える児童に生活の場を与え、相談等を実施

⑫	親子関係形成支援事業 372 千円
	○ 要支援児童等を対象に、子どもの発達状況等に応じた支援を実施
⑬	地域子育て支援拠点事業 274,115 千円
	○ 地域の保育所等での子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助
⑭	一時預かり事業 204,510 千円
	○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助
⑮	病児保育事業 224,645 千円
	○ 病院等に付設された専用スペースにおいて、病気の児童を一時的に保育
⑯	ファミリー・サポート・センター事業 22,742 千円
	○ 地域における育児の相互援助活動の実施（児童の預かり等）
⑰	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型） 16,751 千円
	○ 妊婦等に寄り添い、必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施
⑱	産後ケア事業（追加） 15,397 千円
	○ 退院直後の母子に対して心身のケア等きめ細かい支援を実施

○ R7 年度子ども・子育て支援交付金スケジュール（見込み）

8 月中旬：交付申請書締め切り

11 月初旬：交付決定

12 月中旬：変更交付申請書締め切り

1 月下旬：変更交付決定

国からの留意事項

会計検査院が過去に実施した全国の実地検査において、地域子育て支援拠点事業に係る指摘事項として、下記の点が挙げられているため、事業の実施に当たっては、ご留意ください。

○専任職員の配置不足

一般型の地域子育て支援拠点事業では、専任職員を 2 名以上配置することが求められているが、一部の期間や時間において、2 名配置せずに事業を実施していたために実施要件を満たせず、過大交付となった。

○周知内容の不備

事業者が作成しているパンフレット等の周知資料において、開設時間等の表示が実態と異なっていた事例が見受けられた。

【多様なニーズ（需要）に対応する子育て支援事業の推進】

地域子ども・子育て支援事業 ≪こども政策課、こども家庭課≫	2,365,260 千円
---	---------------------

趣 旨

子育て家庭のニーズに応じた、地域の子育て支援を推進するため、市町が地域のニーズを踏まえて作成した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する子育て支援事業等に対し支援します。

事業の概要

○子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

計画に基づく市町事業への支援

事業名	事業内容
利用者支援事業	教育・保育施設等の情報収集、保護者等への相談支援等の実施
延長保育事業	保育所等での早朝、夕方の開所時間を越えた保育の実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所等に保護者が支払う日用品購入費用や行事参加費用等を助成
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入れ等
放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない児童等のための放課後児童クラブの設置
子育て短期支援事業	児童養護施設等での短期間の養育・保護の実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域ネットワークの専門性強化等による児童虐待の予防、早期発見・対応
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童等を訪問し、家事・養育に関する支援を実施
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える児童に生活の場を与え、相談等を実施
親子関係形成支援事業	要支援児童等を対象に、子どもの発達の状況等に応じた支援を実施
地域子育て支援拠点事業	地域の保育所等での子育て中の親子の交流や育児相談の実施

一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保護を保育所等で実施
病児保育事業	地域の児童が急な病気となった際、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を実施
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域における育児の相互援助活動の実施（児童の預かり等）

○令和7年度より追加される事業

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が令和7年4月に施行されることに伴い、追加される市町事業への支援

事業名	事業内容
利用者支援事業(妊婦等 包括相談支援事業型)	妊婦等に寄り添い、必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケア等きめ細かい支援を実施

○幼児教育・保育の無償化の実施

保育の必要性があると認定され、かつ、認可保育所に通えていない3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認可外保育施設や「一時預かり事業」等の利用料を無償化（上限額あり）



5. 保育所等に係る施設整備等

保育所等や地域子育て支援拠点の施設等の整備に対して補助することにより、増大する保育ニーズへの対応及び地域における子育て支援の基盤整備を促進する。

施設整備（こども政策課所管分）の留意事項について

主な補助金について

こども政策課所管の施設整備にかかる補助金について、主なものは以下のとおり。

- 1 就学前教育・保育施設整備交付金（負担割合：国 1/2・市町 1/4・法人 1/4）
（保育提供体制の確保のための実施計画採択等の要件に該当する場合：国 2/3・市町 1/12、法人 1/4）
内容：保育所・認定こども園・小規模保育事業所・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所の新設・修理・改造・整備。耐震化改修工事、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備も含む。
- 2 保育対策総合支援事業費補助金（負担割合：国 1/2・市町 1/4・法人 1/4）
（保育提供体制の確保のための実施計画採択等の要件に該当する場合：国 2/3・市町 1/12、法人 1/4）
内容：賃貸物件による保育所や小規模保育事業所等の改修等。
- 3 次世代育成支援対策施設整備交付金（負担割合：国 1/2・市町 1/2）
内容：地域子育て支援拠点等のための施設の新設・修理・改造・整備。
- 4 子ども・子育て支援施設整備交付金（負担割合：国 1/3・県 1/3・市町 1/3）
（補助率嵩上げ要件に該当する場合：国 2/3・県 1/6・市町 1/6）
内容：放課後児童クラブ・病児保育施設の創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備。

留意事項について

- 1 内示前に工事着手しないこと。
 - ・内示が出る前に契約した場合、補助金の対象外となります。
 - ・実施設計についても、補助対象としている場合は、同様に、内示が出る前に実施設計の契約をしないようにしてください。
- 2 協議案件の登録が必要です。（就学前教育・保育施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金）
 - ・就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金については、当該年度に実施するすべての整備案件及び所要額を国に登録する必要があります。
 - ・協議案件に登録し、国から採択予定事業として仮決定された案件が、事前協議の対象となります。
 - ・協議案件の登録の機会とは原則として年に1回とされておりますので、ご注意ください。

「就学前教育・保育施設整備交付金」のスケジュール（例）について

（実際の作業時期は異なる可能性があります。）

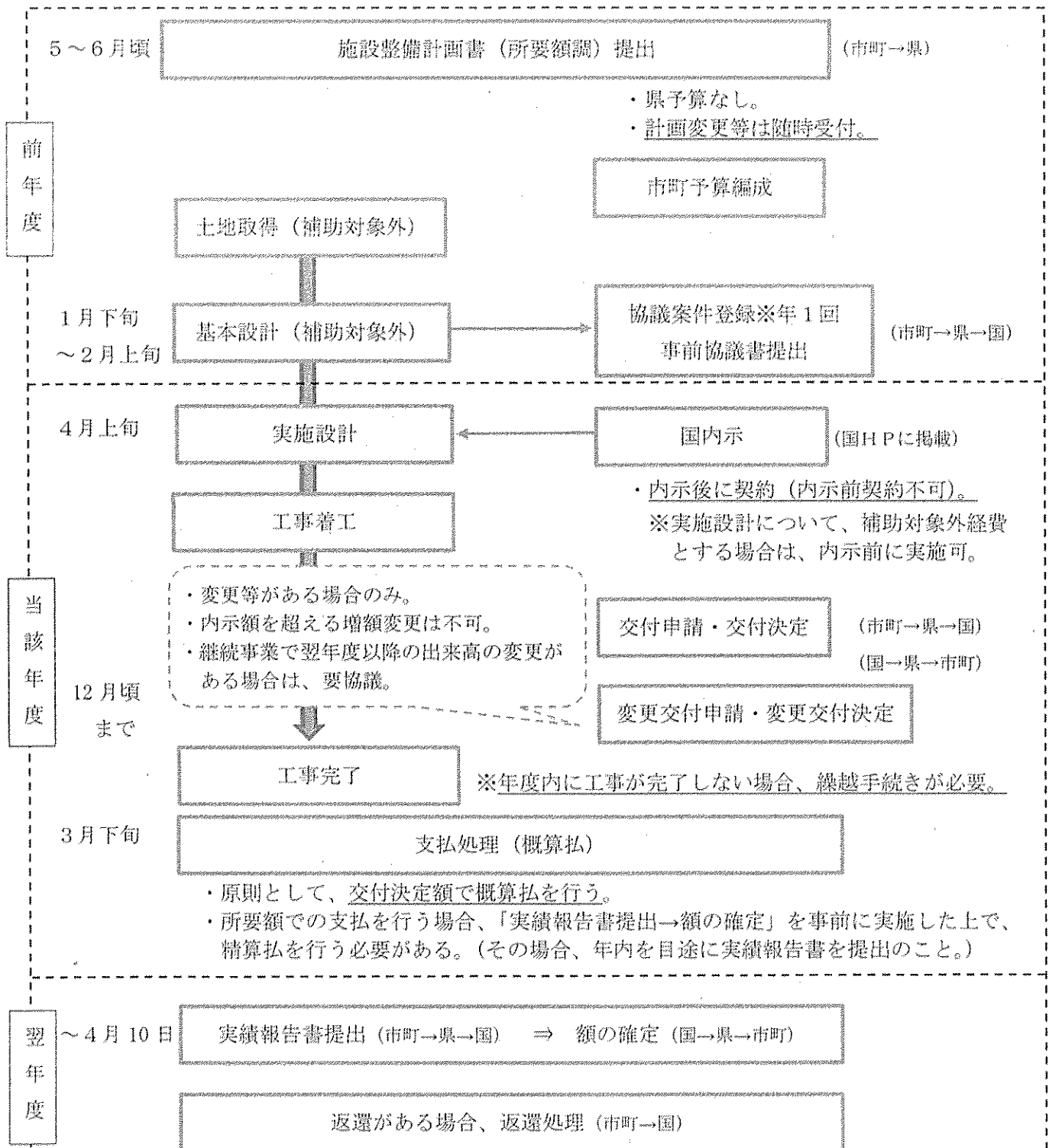
＜協議スケジュール＞

	事前協議書提出日	内示時期
第1次協議	2月上旬	4月上旬
第2次協議	4月上旬	6月上旬
第3次協議	6月上旬	8月上旬
第4次協議	8月上旬	10月上旬
第5次協議	10月上旬	12月上旬

・事前協議書が調整できた段階で、事前の相談をお願いします。

※国との協議の段階で、交付額が変更となることも散見されます。

＜協議の流れ ※第1次協議の場合（協議案件登録と事前協議が並行）＞



「子ども・子育て支援施設整備交付金」のスケジュール（例）について

（過去の状況を参考に作成したため、実際の作業時期は異なる可能性があります。）

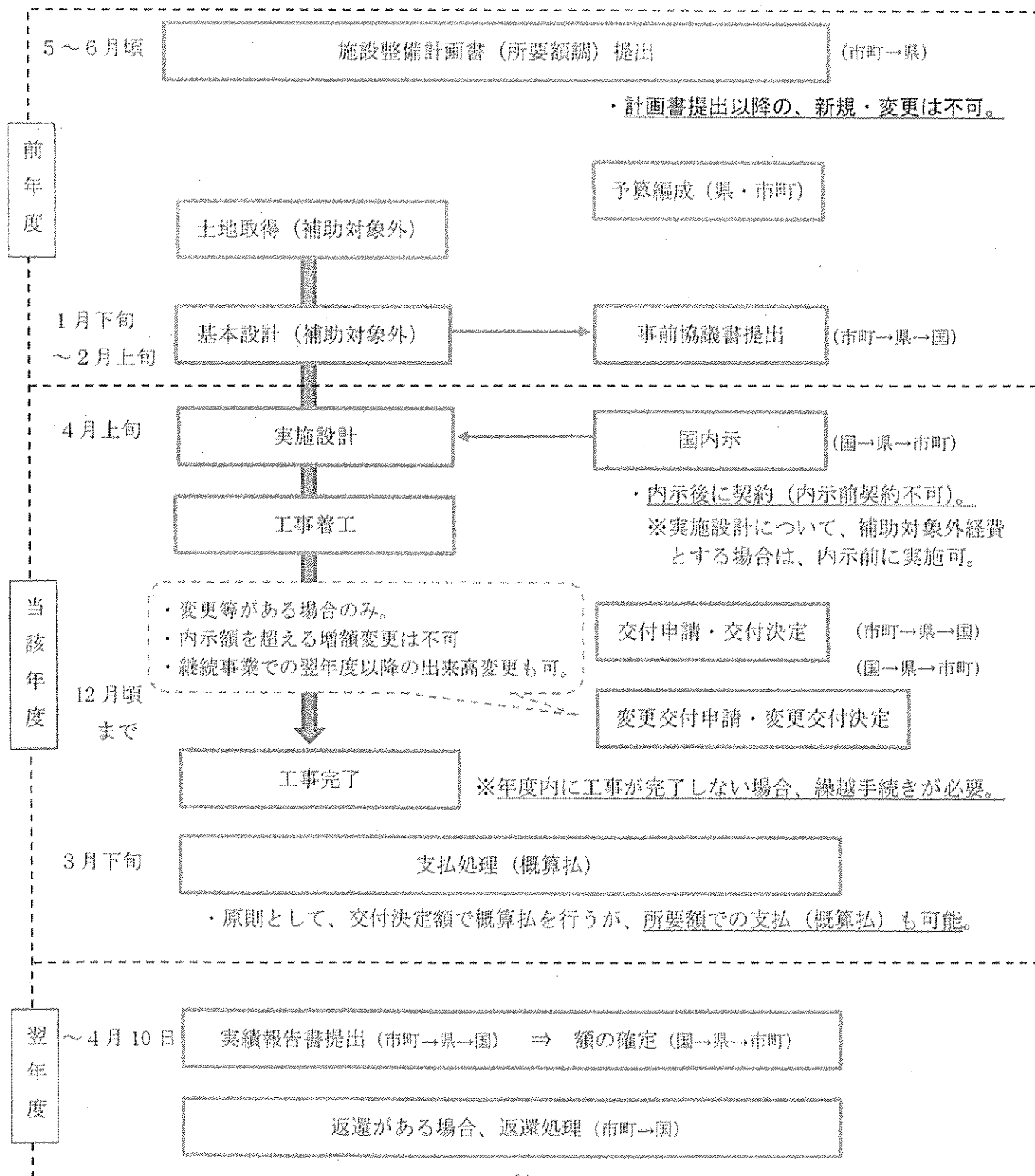
＜協議スケジュール＞

	事前協議書提出日	内示時期
第1次協議	2月上旬	4月上旬
第2次協議	4月上旬	6月上旬
第3次協議	6月上旬	8月上旬
第4次協議	8月上旬	10月上旬
第5次協議	10月上旬	12月上旬

・事前協議書が調整できた段階で、事前の相談をお願いします。

※国との協議の段階で、交付額が変更となることも散見されます。

＜協議の流れ ※第1次協議の場合＞



保育施設の耐震化状況等について

1 保育施設の耐震化率等（令和2年3月31日時点）

（1）全国

施設種別	全棟数 (A)	耐震済棟数 (B)	耐震化率 (B/A)	耐震不足 (A-B)
合計	44,030	40,715	92.5%	3,315
公立	9,701	8,771	90.4%	930
私立	34,329	31,944	93.1%	2,385
保育所（保育所型認定こども園含む）	25,171	23,114	91.8%	2,057
公立	8,128	7,249	89.2%	879
私立	17,043	15,865	93.1%	1,178
幼保連携型認定こども園	7,098	6,801	95.8%	297
公立	1,017	995	97.8%	22
私立	6,081	5,806	95.5%	275
小規模保育事業所	3,504	3,350	95.6%	154
公立	221	208	94.1%	13
私立	3,283	3,142	95.7%	141
認可外保育施設	8,257	7,450	90.2%	807
公立	335	319	95.2%	16
私立	7,922	7,131	90.0%	791

（2）山口県（下関市を除く）

施設種別	全棟数 (A)	耐震済棟数 (B)	耐震化率 (B/A)	耐震不足 (A-B)
合計	329	261	79.3%	68
公立	101	75	74.3%	26
私立	228	186	81.6%	42
保育所（保育所型認定こども園含む）	263	199	75.7%	64
公立	99	73	73.7%	26
私立	164	126	76.8%	38
幼保連携型認定こども園	9	8	88.9%	1
公立	2	2	100.0%	0
私立	7	6	85.7%	1
小規模保育事業所	15	15	100.0%	0
公立	0	0	—	0
私立	15	15	100.0%	0
認可外保育施設	42	39	92.9%	3
公立	0	0	—	0
私立	42	39	92.9%	3

2 耐震化に係る補助事業等

耐震診断

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」（国 1/2、市町 1/4、設置者 1/4：R5～）
 - ・耐震化整備を行う既存施設について、事前に耐震診断を行うこととされている。
- 「住宅・建築物安全ストック形成事業」（国土交通省所管、国 1/3）
 - ・対象建築物：S56.5.31以前の2階建て以上かつ500㎡以上
- 「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」（国土交通省所管、国 1/3）
 - ・対象施設が避難場所となる建築物の場合

耐震改修

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」（国 1/2、市町 1/4、設置者 1/4：R5～）
- 「緊急防災・減災事業」（総務省所管）
 - ・対象：大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた、非木造の階建て以上又は200㎡以上の公共施設及び公用施設

【地域共生社会の実現】

誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業 《こども政策課》	48,706 千円
-------------------------------------	-----------

趣 旨

保育所等において、障害のある子ども、障害のない子どもをはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援します。

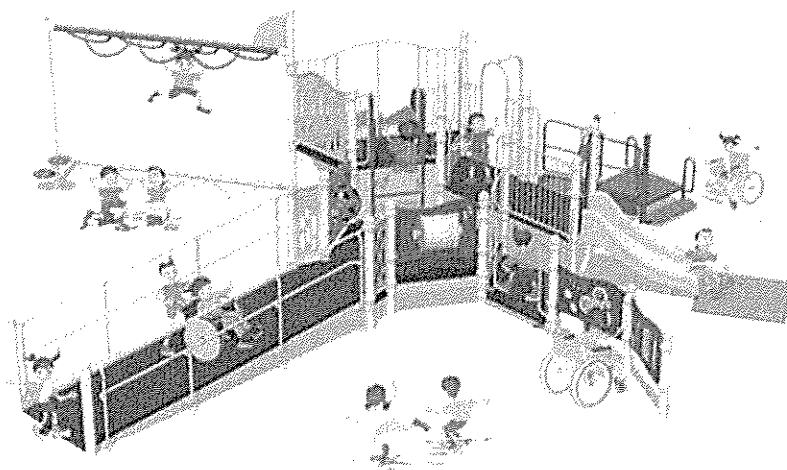
事業の概要

- ・多様性に配慮したインクルーシブ遊具等の整備及び改修に係る経費の一部を補助

【対象施設】 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園

【実施主体】 市町

【負担割合】 国 1/3 県 1/3 市町 1/3



誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業

1 趣 旨

保育所等において、障害のある子ども、障害のない子どもをはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援します。

2 事業概要

対 象 施 設	私立保育所、私立幼保連携型認定こども園
対 象 経 費	多様性に配慮した遊具等の整備及び改修に係る経費
補助基準額	1, 0 2 9 千円
負 担 割 合	国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3 保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業・保育環境向上等事業）を活用

- ・「多様性に配慮した遊具等」については、明確な定義はありません。
※事前協議の際に、事業概要を提出いただく予定としております。その際、整備等の目的、整備等により施設運営で期待される効果等について記載いただく予定です。
- ・原則として、多様性に配慮した遊具の整備（既存遊具の更新等を含む。）に御活用ください。
なお、遊具の設置が困難である等の場合には、遊具以外の整備及び改修であっても、多様性に配慮した環境整備（バリアフリー化工事を想定）に該当する場合には補助対象となりえますが、遊具以外の設備の単なる老朽化に伴う更新等については補助対象となりませんのでご注意ください。

3 事業実施期間

令和5年度～令和7年度（3年間）

※期間中、1施設1回限り。

4 今後のスケジュール

- ・令和7年4月25日 保育所運営管理等説明会にて施設へ説明
 - ・令和7年4月下旬～5月頃 第1回事前協議
 - ・令和7年6月頃 第1回協議結果通知
- ※この協議は、補助金交付の対象となるかどうかを確認するものであり、交付を決定するものではありません。
- ※保育対策総合支援事業費補助金を活用するため、内示は行いません。なお、本補助金は、令和7年4月1日から適用する予定です。

山口県誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり 推進事業費補助金について

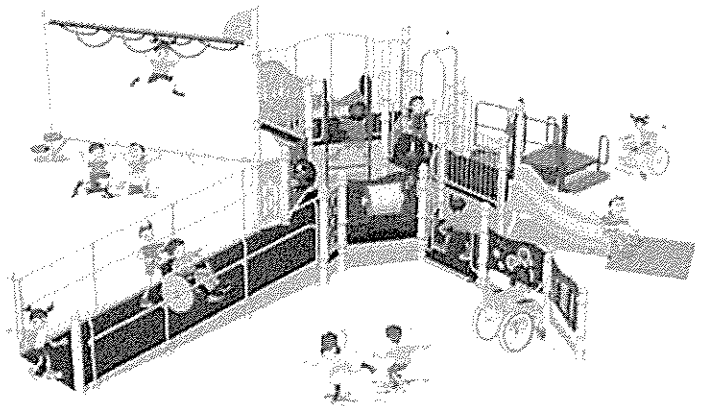
県では、私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園において、障害のある子ども、障害のない子どもをはじめ、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援する事業を実施することとし、新たに「山口県誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業費補助金」を創設しました。

この補助金は、令和5年度から令和7年度までの3年間を事業期間とし、国の補助事業「保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業のうち保育環境向上等事業）」を活用して、各施設が多様性に配慮した遊具等の整備及び改修を行う事業に対して市町（下関市は除く。）が補助する場合に、県が補助する内容となっていますので、是非、ご活用ください。

【補助金の概要】

- 1 対象施設
私立保育所、私立幼保連携型認定こども園
- 2 対象経費
多様性に配慮した遊具等の整備及び改修
- 3 実施主体
市町（下関市は除く。）
- 4 事業実施期間
令和5年度～令和7年度（3年間）
※期間中、1施設1回限りとなります。
- 5 補助基準額
1,029千円
- 6 負担割合
国1/3、県1/3、市町1/3

今年が
最終年度！



【補助金の活用イメージ】

例① 900千円の遊具を導入する場合
(900千円)

国負担 (1/3)	県負担 (1/3)	市町負担 (1/3)
--------------	--------------	---------------

※施設負担はありません。

例② 2,000千円の遊具を導入する場合
(1,029千円) (2,000千円)

国負担 (1/3)	県負担 (1/3)	市町負担 (1/3)	施設負担 (=971千円)
--------------	--------------	---------------	------------------

※補助基準額1,029千円
を超える部分については
施設負担となります。

「山口県誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業費補助金」
をご活用ください！（詳しくは、担当までお問い合わせください。）

【問合せ先】 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課保育・母子保健班
Tel : 083-933-2747 Fax : 083-933-2759 E-mail : a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
担当：牧元

6 保育人材確保（産休等代替職員雇用費補助金）

1 目的

- 産休、病休の適切な取得
- 職員配置基準の順守等、適切な処遇の実施

2 内容

産休等代替職員に係る費用について、補助する。

3 申請上の留意事項

- 補助対象となるのは、産休等職員及び産休等代替職員の双方に対して、給与の支給を行っている場合である。したがって、産休等職員への給与が支払われていない場合は補助対象外である。

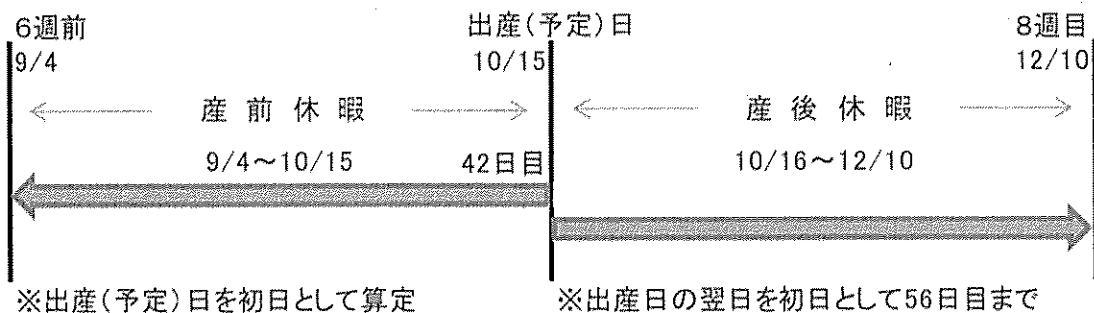
- 任用承認申請の提出期限は下記のとおり。

- 産休：任用しようとする日の1箇月前の日

（例）出産予定日が10月15日の場合

⇒補助対象期間の開始日9月4日（6週間前）

⇒8月4日まで

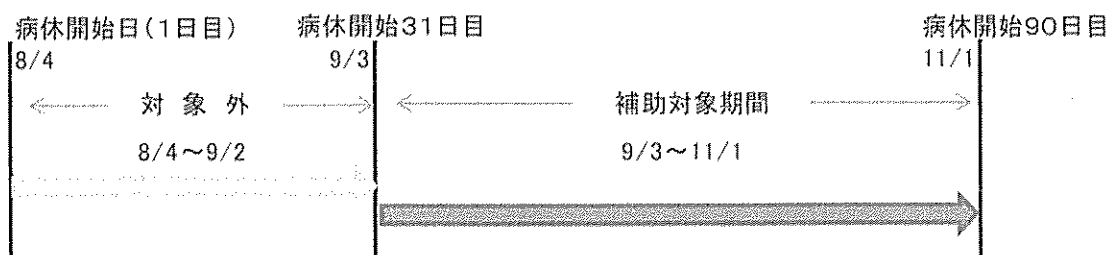


- 病休：任用しようとする日の5日前の日

（例）病休開始日が8月4日の場合

⇒補助対象期間の開始日9月3日（31日後）

⇒8月29日まで



7. 児童福祉法に係る変更手続き

- ◆ 施設の名称等、以下の事項に変更があった場合は、届出が必要。

(提出：保育所→市町→県)

変 更 事 項	届出の時期	備 考
名称、位置	変更があった日から 1月以内	※定款変更事項 ※登記変更事項
建物、土地の規模、構造	事 前	※定款変更事項
運営の方法（定員の増減）	事 前	
経営の責任者（法人の代表者）	事 前	※登記変更事項
福祉の実務に当たる幹部職員（施設長）	事 前	

8. 社会福祉法人の運営

1 社会福祉法人の定款変更について

- ・ 定款変更は、所轄庁の認可を受けなければ、効力を生じません。
- ・ 定款変更を行う場合は、理事会において「定款変更」と「定款変更に係る評議員会の開催」について決議し、その後の評議員会にて「定款の変更」を決議した後に、申請書に関係書類を添付して所轄庁に提出し、認可を得る必要があります。
- ・ 法人の登記事項に関する定款変更をした場合は、所轄庁の認可を得た後、2 週間以内に変更の登記をしてください。

(※資産の総額の変更の登記は、事業年度末日から3月以内で足りる。)

◆登記事項

- ・ 目的及び業務
- ・ 名称
- ・ 事務所の所在場所
- ・ 代表権を有する者の氏名、住所又は資格
- ・ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ・ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ・ 資産の総額

(1) 定款変更認可事項

- ① 事業の追加、廃止 (社会福祉事業、公益事業及び収益事業の変更)
- ② 役員の定数、定款の文言変更 (用語等の変更、基本財産の変更 等)

(2) 定款変更届出事項

- ① 事業所の所在地の変更
- ② 基本財産の追加
※基本財産を増改築した場合には、単純な増加ではないので変更認可申請
- ③ 公告の方法の変更

- ・ 定款変更届出事項は、評議員会の決議により効力が生じるが、届出を怠ると過料が科せられる場合がある。評議員会の決議後、速やかに届出を行うこと。

(3) 承認事項

- ① 基本財産の処分
- ② 基本財産の担保提供

2 登録免許税に係る非課税証明について

登録免許税に係る非課税証明は山口県知事が行う。

(※権限移譲により所轄庁が市町となった法人においても県知事が証明する)

社会福祉法人等が保育所等の事業の用に供するために不動産を取得した場合、この証明を受けることにより、建物および土地の所有権の取得登記の登録免許税が非課税となる。設置認可等は引き続き県が実施することから、証明は県が実施する。

① 提出書類

＊登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第3号等に掲げる登記に係る証明願。

＊当該不動産使用の権限を証明する契約書、寄付申込書等の書類。

＊当該不動産を法人が所有することとなるときは、これを基本財産に編入し6ヵ月以内に定款変更認可申請または届け出を行う旨の誓約書。

(手続き済みの場合は定款)

＊当該不動産を基本財産に編入する前に担保に供する場合、その旨並びに債務の額及び担保の額及び担保の提供先を記載した書類。

＊当該不動産が新築建物の場合は、平面図、配置図、工事請負契約書の写し及び建築基準法第7条第3項の規定による検査済書の写し。

＊当該不動産が中古建物の場合は、平面図、配置図及び登記簿謄本。

＊当該不動産が土地の場合は、求積図又は当該土地部分等を表示した配置図及び登記簿謄本。

② 提出部数

山口県こども政策課あてに正本1部、副本1部の計2部を提出。

(写しにはすべて原本証明をすること)

9. 各種報告

1 保育所等における事故防止及び事故発生時の対応について

- ① 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて [平成 28 年 3 月 31 日 府子本第 192 号 27 文科初第 1789 号 雇児保発 0331 第 3 号]

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置（事故発生の防止のための指針整備等）及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、国において、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるようガイドラインを作成。

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～

[国、地方自治体への事故報告]

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき、施設・事業者は地方自治体に報告を行う。報告を受けた地方自治体は、原則事故発生日（遅くとも事故発生翌日）に国へ報告する。

[事故後の検証]

地方自治体：死亡事故等の重大事故について、検証に係る通知に基づき、事故後速やかに検証委員会を設置等し、検証を実施する。

→ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
[令和 7 年 3 月 21 日 こ成安第 45 号 6 教参学第 52 号]

施設・事業者：地方自治体で検証を行わない重大事故、重大事故以外の事故については、施設・事業者が自ら検証を実施する。

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故防止のための取組み】～地方自治体向け～

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～

② 特定教育・保育施設等における事故の報告等について
[令和7年3月21日 こ成安第44号 6教参学第39号]

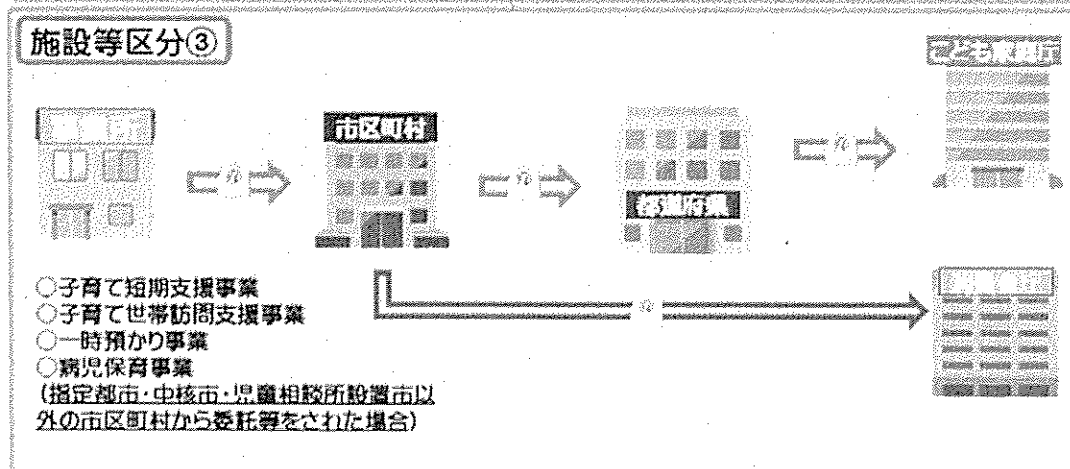
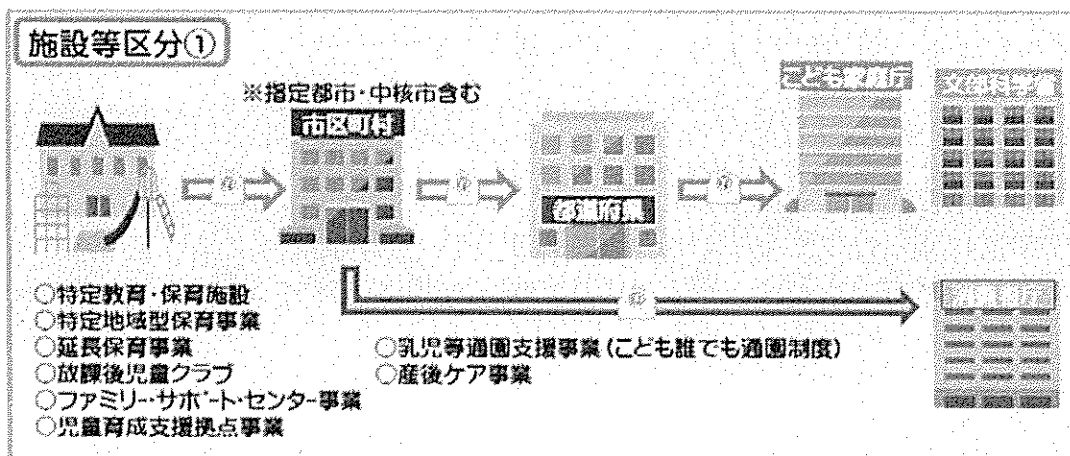
○ 対象施設・事業

- ・ 特定教育・保育施設（確認を受けた保育所、幼稚園、認定こども園）
- ・ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、子育て世代訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、産後ケア事業、放課後児童クラブ等）
- ・ 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

○ 対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故（SIDS や死因不明とされた事例も含む）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明等の事故を含む）

○ 報告の流れ



「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表について

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日 こ成安第 44 号 6 教参学第 51 号）に基づきこども家庭庁・文部科学省に報告のあった事故の情報について、こども家庭庁において集約・データベース化を行ったものについて公表しています。

※事故の概要、要因分析欄等各欄の記載は、事故の報告を行った自治体によるものです。

※個別の事故情報についてのお問い合わせには応じていません。

2 その他の報告事項等について

① 児童福祉施設等被害状況報告について [平成 27 年 6 月 15 日 平 27 こども政策第 178 号] (平成 28 年 6 月 27 日 一部改正)

- 対象となる被害
自然災害により発生した人的又は物的被害
- 対象施設
認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、へき地保育所、児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設
- 報告の時期・方法
被害発生を確認次第、速やかに FAX により報告 [市町担当課 → 県こども政策課]

② 学校等に対する緊急通報システム

子どもが被害にあった事件や子どもが被害に遭うおそれのある事件等、警察で扱う情報を関係機関に連絡することで、子どもの安全対策の推進に資するもの。

- 情報の内容
 - ・ 緊急情報
通り魔、凶器を所持した犯人の逃走、略取・誘拐未遂のほか、子どもの安全確保のため緊急に連絡する必要があると認められる情報
 - ・ 一般情報
子どもに対する声かけや不審者情報、子どもの被害の事件情報、被害防止のための注意点や指導事項など、子どもや保護者の安全意識を高める様々な情報
- 通報の方法
 - ・ 勤務時間内
警察から連絡が入り次第、県こども政策課から市町担当課へ連絡（メール送信）
 - ・ 勤務時間外
5:00 位に警察から連絡が入るので、6:30 を目安に事件の発生した市町担当者（緊急情報通報先として報告のあった者）に、こども政策課から電話連絡
他の市町には FAX 送信

- ③ 児童福祉施設等における事件・事故等トラブル事案にかかる情報提供について
管内の児童福祉施設等において、児童の安全に関わる事案が発生した場合は、直ちに
県に情報提供すること。電話、FAX等連絡方法は問いません。

10. 保育所等の指導監査

令和7年度保育所指導監査

1 実施方針

重点事項（ポイント）

○ 児童権利擁護に関する取組状況

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設が予定（R7.10.1 施行予定）されていることから、児童の権利擁護に関する取組状況を確認する。（保育士等の自己評価、保育所の自己評価と結果公表の状況など）

○ 「保育所等における継続的な経営情報の見える化」への対応状況

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（R6.6.12 公布）に伴い、施設・事業者は、毎事業年度終了後5ヶ月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育設置者等経営情報を県に報告することが施設に義務付けられたことから、その対応状況を確認する。

○ 保育士特定登録取消者管理システムの運用状況

- ・児童福祉法により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報がデータベース化され、施設・事業者等に、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することが義務付けられている（R6.4～）ことから、その運用状況を確認する。
注）活用対象施設・事業一覧に「乳児等通園支援事業」が追加された。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

第9回子ども・子育て支援等分科会
2025年3月4日
資料1

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供を行う以下の施設・事業を対象とする。

- 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。

- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくなると可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

- 令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容（案）

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
- ・ 国による調査研究 等

- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門職会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の施行期日は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
- 経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。
- ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	報告する経営情報等		
	①人員配置	②職員給与	③収支の状況
	基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報		

※施設・事業者の基幹情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の必要はない。
※人的資本に関する事項（休職状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）については任意に記載することができるようになる。

グリーピング集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用。**
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグリーピングして集計・分析することで、**公平・公正な比較・検証を実施。**
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らかにする。**

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援していく。**
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す。**

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグリーピングにおける平均値等を参考情報として併記
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

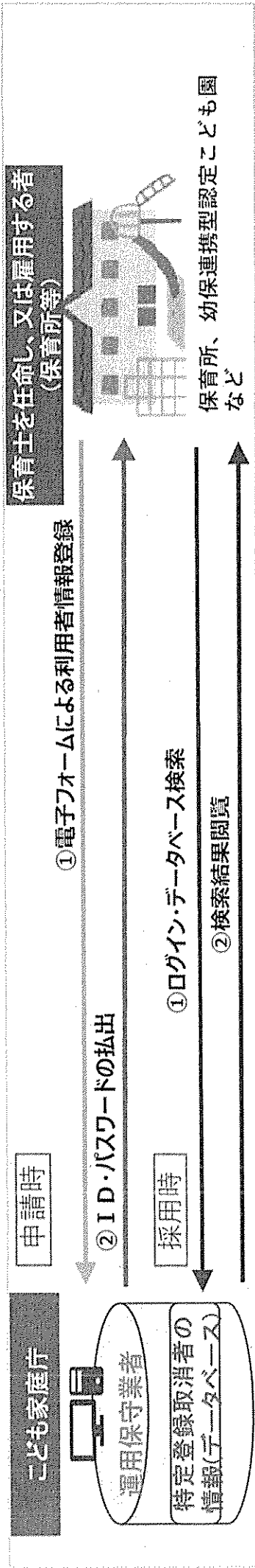
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

保育士特定登録取消者管理システムの概要

こども家庭庁

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。
- ※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防 止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



令和7年度保育所等指導監査重点事項

1 施設の適正な運営

(1) 非常災害対策の徹底

- ・ 安全計画の策定・見直し
- ・ 施設内防災計画の策定・見直し
- ・ 避難確保計画の市町への報告
(市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設)
- ・ 定期的な避難訓練の実施

(2) 健康及び安全対策の徹底

① 感染症予防対策の強化

- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」に基づく対応

② 事故の防止及び発生時の対応

- ・ 乳幼児突然死症候群の予防対策
- ・ プール活動・水遊び中の事故防止
- ・ ブロック塀や遊具等構造物の安全点検の実施
- ・ 救急救命講習の受講
- ・ 自動車を運行する際の、点呼等による園児の所在確認
- ・ 送迎用バスの安全装置の装備及び適切な運行に向けた取組状況

③ 防犯対策の徹底

- ・ 不審者の立入り等の緊急時の体制

2 良質な保育サービスの確保

(1) 職員処遇の充実

① 賃金等への加算額の適切な反映

② 計画的な研修への参加

(2) 利用者支援の充実

① 「保育所等における継続的な経営情報の見える化」への対応状況

② 職員配置基準への対応状況

(新基準の周知、職員配置改善に向けた取組把握)

③ 個別的な配慮を必要とするこどもへの対応

④ 保護者による不適切な養育等の早期発見と関係機関との連携

⑤ 児童の権利擁護への取組

- ・ 不適切保育の防止に向けた対応状況（体制の整備・研修の実施等）
- ・ 特定登録取消者情報に係るデータベースの活用状況

3 実施計画

R7.4月現在

	対 象 数	予 定 数	実 施 率
社会福祉法人	4	1	25%
保 育 所	226	226	100%
公 立	73	73	
私 立	153	153	

(1) 社会福祉法人（県所管4法人）

- ・原則、3年に1回実施。
- ・所管法人の保育所は、通常監査に併せ、法人監査を実施する。
※市所管社会福祉法人が設置者となる保育所についても、極力、法人監査と同時に通常監査を実施するように調整の予定。
- ＜県所管法人＞ 2市町以上で事業を行う法人、町に所在の法人（現在4法人）
※上記以外は、市所管

(2) 保育所

- ・全保育所について実施する。（児童福祉法第46条及び児童福祉法施行令第38条）
- ・実施時期は、公立保育所は5月下旬～7月中旬、私立保育所は7月下旬～1月まで

4 指導監査の種別

○通常監査（2時間程度）

- （実施内容） ・指導監査準備資料の書類確認及び施設確認
・前年度の指摘、指導事項の改善状況の確認
- （対象施設） ・R5～6年度に通常監査を未実施の施設
・新規開所後3年以内の施設

○簡素化監査（1時間程度）

- （実施内容） ・施設確認や特色ある保育の取り組みの確認等、保育現場の実情把握
- （対象施設） ・過去の指導監査で、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設は、原則、通常監査を3年1回とし、簡素化監査を実施
・簡素化該当施設は、指導監査の実施通知により連絡する。

＜例：適正な運営が概ね確保されていると認められない施設＞

- ・前年度指導監査の結果が文書指摘以上の保育所
- ・その他、特に県が必要と認める保育所

5 市町保育所管課との連携

監査日程の調整は、市町に依頼し、監査当日は、市町担当者が同席し実施。
※市町の確認監査も同時実施するなど調整。

6 事前提出資料

「児童福祉施設指導監査資料（保育所）」、「保育所運営自主点検表」

7 保育所指導監査の日程（予定）

月	内 容	
4 月	25 日	保育所運営管理等説明会
	28 日	私立保育所指導監査資料等の提出依頼
	28 日 以降	山口県公式ウェブサイトへ様式掲載
5 月	15 日	公立保育所指導監査資料、自主点検表の提出期限〈市町→県〉
	下旬	公立保育所指導監査〈～7月中旬〉
6 月	27 日	私立保育所指導監査資料、自主点検表提出期限 〈保育所→市町〉
7 月	4 日	私立保育所指導監査資料、自主点検表提出期限 〈市町→県〉
	下旬	私立保育所指導監査〈～1月〉

〈保育所指導監査の実施月（予定）〉

月	社会福祉法人	公立保育所	私立保育所
4 月			
5 月			
6 月		5 月下旬 ～7月中旬	
7 月			（下旬）岩国市
8 月			萩市、美祢市、山陽小野田市
9 月			防府市、周南市
10 月			下松市、光市、長門市
11 月			（前半） 上関町、田布施町、平生町
			（後半） 柳井市、周防大島町
12 月			山口市
1 月			宇部市
2 月			
3 月			

令和6年度保育所指導監査（結果）

1 実施状況

R7.3月現在

	対象数	計画数	実施数	実施率	R5 実施数
社会福祉法人	4	2	2	50%	1
保育所	231	231	231	100%	232
公 立	76	76	76	100%	77
私 立	155	155	155	100%	155

※保育所型認定こども園を含む。中核市（下関市）に所在する保育所は除く。

2 指導状況

（1）社会福祉法人（通常監査及び法人監査）

運営及び会議の開催、役員の承認等の状況確認を実施し、事前提出された監査資料等の中で不明な点や前回指摘・指導事項の改善状況の確認を行った。法令及び定款に沿った運営をされており、概ね良好であった。

（2）保育所

全体的に円滑な施設運営と適切な児童処遇の確保について努められており、概ね良好。

◆重点指導事項

ア 職員配置基準への対応状況（新基準の周知、職員配置改善に向けた取組把握）
特記事項なし。

イ 特定登録取消者情報に係るデータベースの活用状況

内 容	件数
・データベース利用のための利用者情報登録を行っていない	3 1
・保育士を任命・雇用の際、データベースを活用していない	2 3

◆継続指導事項

ア 非常災害対策の徹底

内 容	件数
・安全計画の内容が不十分	7
・消火活動を伴う訓練を実施していない	5
・事故発生時マニュアル、事故防止マニュアルが未整備	3
・避難訓練を毎月実施していない	1

イ 健康及び安全対策の徹底

内 容	件数
・落下・転倒の危険性	11
・薬品類の管理不備	7
・調乳担当者に月1回以上の検便検査を実施していない	7
・救命講習の受講がない	4
・プール活動の際、監視者配置や複数人体制で行っていない	3
・事故報告の報告漏れ ⇒ 治療に1か月以上要する重大事故等は報告が必要	2
・施設の安全点検を毎月行っていない	1

ウ 施設設備基準

内 容	件数
・乳幼児の居室の面積不足	2

エ 職員処遇の充実

内 容	件数
・雇用条件や労働条件を明示していない。	2

オ 利用者支援の充実

内 容	件数
・苦情解決マニュアルを作成していない。	3

カ 経理関係

内 容	件数
・当期末資金残高が委託費収入の30%を越えている。	1

指導監査資料等の様式のダウンロードについて

こども政策課

県こども政策課ホームページの「保育所指導監査に係る様式」に、下記様式を掲載します。
 なお、毎年様式の更新を行いますので、最新の様式を使用してください。

◆ ホームページに掲載予定の様式

様 式 名	備 考
保育所運営自主点検表 児童福祉施設指導監査資料(保育所)	Excelで様式を作成 (A4版) (4/28掲載予定)

◆ ダウンロード方法

山口県公式ウェブサイトトップページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

⇒ 「健康・福祉」⇒「結婚・妊娠・出産・子育て」⇒「こども政策課」
 ⇒ 新着トピックスの「保育所指導監査に係る様式について」をクリック
 ⇒ 「保育所指導監査に係る様式等」のページに掲載

◆ ダウンロードがうまくできない場合

こども政策課までご連絡ください。様式をメール送付いたします。

(電話 083-933-2747)

保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は 速やかに	・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は児童 の入園時	・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案 含む	・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

11 条例・規則等の改正

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」の公布に伴い、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正を行う。

2 改正概要

(1) 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例（副園長又は教頭の資格要件）

令和6年6月19日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」が改正された。

これに伴い、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」の一部が改正され、令和6年9月27日に公布・施行された。

これを受けて、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例について、期限を2年間延長し、令和8年度末までとし、引き続き幼保連携型基準上必要な員数に算入することができるよう、標記規則について、所要の改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定 の要件を定める条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正の理由

令和6年11月29日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正が告示されたことに伴い、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により「栄養士法」が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となった。
- これに伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」第四の七の2において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改正された。
- これを受けて、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第2条第39号ロ中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 の一部改正について

1 改正の理由

令和6年11月29日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）」が公布されたこと等に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」について、所用の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、栄養士法改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、「栄養士」の配置を求めていた規定について、「管理栄養士」を追加する。
- (2) その他、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

※「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」の施行期日と同日

12. 認定こども園 認可・認定までのスケジュール

幼保連携型認定こども園

幼保以外の認定こども園

